



# 山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(27)

## 目 次

### 訓 令

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令.....(人 事 課)... 1

### 告 示

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する規程.....( 同 )... 3

## 訓 令

山形県訓令第5号

中 機 関  
出 先

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令

(山形県消防職員服制の一部改正)

第1条 山形県消防職員服制(昭和26年12月県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

総 務 部

総 合 支 庁

消 防 学 校

第2条中 「文化環境部長」を「危機管理監」に改める。  
文化環境部次長」を 危機管理室長」

別図胸章の項中「文化環境部長」を「危機管理監」に、「文化環境部次長」を「危機管理室長」に改め、「消防学校教務専門員」を削り、同図そで章の項中「文化環境部長」を「危機管理監」に、「文化環境部次長」を「危機管理室長」に改め、同図帽帯の項中「文化環境部長」を「危機管理監」に、「文化環境部次長」を「危機管理室長」に改め、「消防学校教務専門員」を削る。

(山形県死体解剖保存法施行手続の一部改正)

第2条 山形県死体解剖保存法施行手続(昭和31年11月県訓令第68号)の一部を次のように改正する。

第2条中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改める。

(山形県職員服務規程の一部改正)

第3条 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「若しくは県民生活女性課」を削り、同項中「、病院、成人病センター、救命救急センター」を削る。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第4条 山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(健康福祉部病院局にあつては病院局長)」を削る。

別表第2を次のように改める。

職員の区分	主務課長
総務部長、次長及び総務部付の職員 危機管理監及び総務部危機管理室長 総務部総合政策室長 文化環境部長、次長及び文化環境部付の職員 健康福祉部長、次長及び健康福祉部付の職員 商工労働観光部長、次長及び商工労働観光部付の職員 農林水産部長、次長及び農林水産部付の職員 土木部長、次長及び土木部付の職員 出納局長及び出納局付の職員 地方労働委員会事務局長	人事課長 生活安全調整課長 政策企画課長 文化振興課長 健康福祉企画課長 産業政策課長 農政企画課長 管理課長 出納局総務課長 地方労働委員会事務局審査調整課長

別表第3第1項の表中

食肉衛生検査所	と畜検査に従事する職員(所長を除く。)	を
病院	専ら放射線業務に従事する職員	
	専ら病理細菌検査に従事する職員	
	専ら患者の医療相談等の業務に従事する職員	
	窓口業務を患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(鶴岡病院に勤務する事務職員を除く。)	
食肉衛生検査所	と畜検査に従事する職員(所長を除く。)	に改め、

同表第2項の表中

衛生研究所	専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員	を
病院(鶴岡病院を除く。)	専ら放射線業務を補助する業務に従事する職員	
	専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員	
鶴岡病院	常時患者と接することを業とする職員	
衛生研究所	専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員	に改め

る。

別表第4項第1項中「、県立病院、成人病センター、救命救急センター」を削り、同表第2項中「点字図書館」を削り、同項中「環境保全センター」を「環境科学研究センター」に改める。

(山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正)

第5条 山形県行政の管理改善に関する規程(昭和42年6月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「医務福祉課長」を「健康福祉企画課長」に改める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第6条 農村地域工業等導入推進協議会規程(昭和46年11月県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「工業振興課」を「産業政策課」に改める。

別表第1中「工業振興課長」を「産業政策課長」に改める。

別表第2中「産業政策課長」を「工業振興課長」に改める。

(山形県歯科技工士法施行手続の一部改正)

第7条 山形県歯科技工士法施行手続(昭和49年3月県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改める。

(山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続の一部改正)

第8条 山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続(昭和49年3月県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改める。

(山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第9条 山形県職員の職務発明等に関する規程(昭和52年4月県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「医務福祉課長」を「健康福祉企画課長」に改める。

(職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正)

第10条 職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは県民生活女性課」を削り、同条中「、病院、成人病センター、救命救急センター」を削る。

(温海川ダム操作規則の一部改正)

第11条 温海川ダム操作規則(昭和61年7月県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「河川課」を「河川砂防課」に改める。

(山形県医療法施行手続の一部改正)

第12条 山形県医療法施行手続(昭和62年3月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改める。

(山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行手続の一部改正)

第13条 山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行手続(昭和63年3月県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改める。

(山形県総合政策審議会事務局規程の一部改正)

第14条 山形県総合政策審議会事務局規程(平成13年4月県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「健康福祉部病院局長」を「危機管理監」に改める。

(田沢川ダム操作規則の一部改正)

第15条 田沢川ダム操作規則(平成14年3月県訓令第8号)の一部を次のように改める。

第11条第1号中「河川課」を「河川砂防課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第328号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する規程を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する規程

(山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部改正)

第1条 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程(平成4年7月県告示第803号)の一部を次のように改正する。

第2条中「環境政策推進室」を削る。

(口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正)

第2条 口頭により開示請求を行うことができる個人情報(平成13年5月県告示第362号)の一部を次のように改正する。

表中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に、「山形県計量検定所」を「同」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。